

3食産第513号
20210423商局第1号
令和3年4月23日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会
会長殿

農林水産省食料産業局長
(押印省略)

経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
(押印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急
事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保等につ
いて

食品その他生活必需品の安定供給については、平素より多大な御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルスに関連した感染症対策につ
きましても、早急かつ多大な御協力をいただき、ありがとうございます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条
第1項に基づき政府対策本部長から緊急事態宣言がされることとなりました。

従前より、ガイドラインに基づく感染拡大防止に取り組むとともに、食品その
他生活必需品の供給に支障が生ずることのないよう取り組んでいただいていると
ころですが、貴業界団体におかれましては、引き続き、都府県知事の要請も踏ま
えつつ、食品その他生活必需品の安定的な供給を行っていただきますよう、貴業
界団体傘下の中・大規模事業者に下記の事項について周知をお願いいたします。

また、地域の小規模の事業者につきましては、可能な限りの対応をお願いいた
します。

記

1 事業者の業務の継続

緊急事態宣言がされた状況においても、食品などは国民生活に必要な不可欠な物品であることから、その安定供給の確保のため、令和2年3月13日に農林水産省の担当局庁の長から発出した食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン及び各団体において業種ごとに策定したガイドライン並びに都府県知事の要請を踏まえ、操業停止等を行うことなく、人員、物的資源等を確保し事業を継続するようお願いいたします。

2 食品その他生活必需品の安定供給の確保

緊急事態宣言がされた状況においては、需要の波動が大きくなる可能性があることから、各事業者においては、都府県知事の要請も踏まえつつ、需要動向に応じた生産、輸送手段の確保等により食品その他生活必需品の安定供給を確保するようお願いいたします。

3 密集回避・感染防止策の徹底

事業の継続に当たっては、感染防止策を徹底するとともに、特に小売店舗等においては、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理の徹底、催物・バーゲンセール等の延期・自粛などの対応をお願いいたします。

4 緊密な連絡体制

貴業界団体と傘下の事業者等との緊密な連絡体制を構築するとともに、食品その他生活必需品の輸送手段の確保が困難など安定供給に支障が生ずる状況となった際は、速やかに所管省庁の次の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

農林水産省 食料産業局 食品流通課 03-3502-5744
食品製造課 03-6744-7180
企画課 03-3502-5742

経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課 03-3501-1708